解散公告

当社は、平成二十二年一月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

広島市西区三篠町三丁目一四番一七号

株式会社千代田管理

代表清算人　前　泰弘

解散公告

当社は、平成二十二年一月七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

愛媛県松山市千舟町五丁目一番地二

（連絡先　愛媛県松山市南吉田町一四六七番地一）

瀬戸内開発株式会社

代表清算人　中矢　一成

解散公告

当社は、平成二十一年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

愛媛県松山市三番町二丁目九番地一

有限会社嶋村

代表清算人　嶋村　秀紀

解散公告

当社は、平成二十一年十二月十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

大分市大字田尻一四〇五番地の三

ノエビア別大販売株式会社

代表清算人　和田日出満

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年十二月十七日開催の矢板市議会の決議並びに平成二十一年十二月二十五日栃木県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

栃木県矢板市本町五番四号

矢板市土地開発公社

清算人　中村　修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月十二日開催の理事会及び臨時総会の決議により定款を変更し、平成二十二年一月十二日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有するものは、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

奈良県奈良市都祁白石町一二四〇番地

社団法人奈良県茶業安定基金

清算人　松村　和親

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月二日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号

財団法人香美市開発公社

清算人　門脇　槇夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年十二月十六日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

福岡県古賀市花鶴丘二丁目一一二番地

古賀市鹿部土地区画整理組合

代表清算人　清原　留夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月二十日開催の最終定期大会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

福岡県久留米市六ツ門町二番地二四久留米ビル七F

久留米井筒屋百貨店労働組合

清算人　吉原　真二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月十九日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

群馬県前橋市大手町一丁目一三番一二号

財団法人群馬県女性会館

代表清算人　森山　脩一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月二十四日開催の教会総会の決議により同年十二月二十四日千葉県知事の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

千葉県市原市牛久九五六番地の三

宗教法人日本ナザレン教団牛久教会

代表清算人　松本　真平

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

東京都渋谷区桜丘町二九の二四の四〇三

特定非営利活動法人住まい・都市問題研究会

清算人　四宮　朱美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

東京都渋谷区代々木二丁目二一番八号ファミール新宿四〇五号室

特定非営利活動法人国際交友会

清算人　中村　博明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

東京都港区南青山五丁目九番一五号

財団法人日本国土研究所

代表清算人　伊藤　滋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

神奈川県藤沢市辻堂二丁目一七番二七号

特定非営利活動法人アイボリークラブ

清算人　和田　裕助

解散公告（第三回）

当法人は平成二十一年十月一日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

福井県鯖江市長泉寺町一丁目九番二〇号

特定非営利活動法人ふるさとネットワーク

清算人　山田　時雄

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第三十一条第一項の規定により、平成二十一年十二月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

大阪府八尾市本町三丁目九番七号

財団法人八尾市緑化協会

代表清算人　中野　勇